

論 点

論点 1 時価を公正価値との読み替え・基準の適用範囲

コメント # 3	他の会計基準等で「時価」が用いられているときは、「公正価値」と読み替えるのではなく、他の会計基準等の文言を置き換えるべきではないか。 あるいは、少なくとも、読み替えることで問題が無いことを確認する必要がある。
-------------	---

Q1. 時価と公正価値との読み替えの是非

基本方針については、5月28日の委員会にて検討済み。

Q2. 読み替えることで問題ないことの確認

5月28日委員会において、付録に記載した基準書・適用指針については時価を公正価値と読み替えることで問題ないことを確認済み。

コメントを受け、再検討が必要な基準書等については論点2で具体的に検討する。

なお、実務指針等については、JICPAと協議する予定

論点2 他基準の修正要否

（１）1 カ月平均相場の使用

コメント # 8	金融商品に関する会計基準（以下、「金融商品基準」）の（注7）（1 カ月平均市場価格）は、本公開草案の公正価値の考え方と不整合を起こしているため、削除すべきである。
-------------	---

（注7）

その他有価証券の決算時の時価は、原則として、期末日の市場価格に基づいて算定された価額とする。ただし、継続して適用することを条件として、期末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いることもできる。

（公正価値の定義）

測定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われた場合に、資産の売却によって受け取るであろう価格又は負債の移転のために支払うであろう価格（出口価格）

1. 検討のポイント

1) 期末前1 カ月平均市場価格は公正価値か？

公正価値は、期末日に当該その他有価証券を市場参加者に売却したならば受け取るであろう価格である。公正価値は期末日現在の価格であり、期末前1 カ月平均の価格ではない。

また、期末前1 カ月平均市場価格は公正価値測定の簡便法とも言えない。何となれば、市場参加者が売買する時に、かかる簡便計算をするとは考えられないし、また、一時点の価格をとる方が平均価格をとるよりも簡便であるからである。

2) 「公正価値」の読替えの対象としてよいか？

金融商品基準では、期末前1 カ月平均市場価格にも「時価」という用語を使用している。しかしこれは本基準が定める「公正価値」ではないので、単純に読み替えはできないのではないかと？

3) 期末前1 カ月平均市場価格をどう位置付けるか？

この取扱いは、その他有価証券の性質を踏まえて、市場における短期的な価格変動を反映させることは必ずしも求められないことを考慮したものであり、金融商品基準が定める公正価値評価の会計処理の特例処理と考えられる。尚、どのような会計処理を定めるかは、各会計基準の範疇であって、本会計基準案の範疇ではない。

4) 同特例処理は存置すべきか？

金融商品基準における本来の目的は、貸借対照表上、その他有価証券を時価（＝公正価値）で計上することである。本基準の制定により、公正価値の概念が統一され

る。そこで、同概念と整合するよう特例処理の再検討することが考えられる。

5) 当面の取り扱い

同規定が改定されるまでの間は、実務上の混乱を防止する為、「期末前1カ月平均市場価格の使用を認める」ことを本基準において明記することでどうか？

2. 結論

本件は以下の通り整理することでどうか？

- 1) 期末前1カ月平均市場価格は、本基準が定める公正価値に該当しない。
- 2) 同処理は金融商品基準が定める、公正価値評価の会計処理の特例処理と位置付けられる。
- 3) 同基準の本来の目的は、貸借対照表上、その他有価証券を時価（＝公正価値）で計上することである。本基準の制定により公正価値の概念が整理される。そこで、金融商品会計基準の見直しのなかで、公正価値概念と整合するよう金融商品基準の同規定を再検討することが考えられる。
- 4) 同規定が改定されるまでの間は、実務上の混乱を避けるため、本基準において「期末前1カ月平均市場価格の使用を認める」ことを明記する。

（２）決算日の前後一定期間の直物相場の使用

コメント # 8 続	外貨建取引等会計処理基準の（注８）（決算日の前後一定期間の直物為替相場に基づいて算出された平均相場）は、本公開草案の公正価値の考え方と不整合を起しているため、削除すべきである。
---------------	--

（注８）決算時の直物為替相場について

決算時の直物為替相場としては、決算日の直物為替相場のほか、決算日の前後一定期間の直為相場に基づいて算出された平均相場を用いることができる

1. 検討のポイント

- 1) 本件は前述の「期末前 1 カ月の市場価格の平均」と同様である。（本基準の定める「公正価値」とは言えない。）
- 2) 相違点は、外貨建取引等会計処理基準では「換算」という用語が使われ、「時価」という用語が使われていない点である。しかしながら、「金融商品に係る会計基準において時価評価を行う・・・円価による時価評価額を求める過程としての換算」（平成 11 年 10 月 22 日意見書二、1、(3)）とあるように、円貨による時価評価額を求めるという点では、経済的には換算も時価も同一のものであるとの考え方もある。本基準の制定により、公正価値の概念が統一される訳であるから、同概念と矛盾する処理は再検討した方がよいという考え方もある。また、同規定が改定されるまでの間は、実務上の混乱を防止する為、「決算日の前後一定期間の直物為替相場に基づいて算出された平均相場の使用を認める」ことを本基準において明記することでどうか？

2. 結論

本件は以下の通り整理することでどうか？

- 1) 決算日の前後一定期間の直物為替相場に基づいて算出された平均相場は、本基準が定める公正価値に該当しない。
- 2) 同処理は外貨建取引等会計処理基準で定める、換算の特例処理と位置付けられる。
- 3) 同基準では、換算という用語が使われているものの、円価による時価評価額を求める過程としての換算という意味では、経済的には換算は時価と同じである。本基準の制定により公正価値の概念が整理される。そこで、金融商品会計基準の見直しのなかで、公正価値概念と整合するよう外貨建取引等会計処理基準の同規定を再検討することが考えられる。
- 4) しかしながら、同規定が改定されるまでの間は、実務上の混乱を避けるため、本基準において「決算日の前後一定期間の直物為替相場に基づいて算出された平均相場の使用を認める」ことを明記する。

（３）市場価格のない有価証券の減損処理

コメント # 9 5	市場価格のない株式は、金融商品会計に関する実務指針 92 項においては、減損を実質価額（「概ね 5 年等の期間における回復見込等の制約」が課せられた評価が行われる）を用いて評価することとなる。これに対して、基準案 46 項に基づく注記の求める公正価値は出口価格であり、その算定に当たり、回復可能見込に関する期間の制約は明示されていない。したがって、実質価額に基く評価によって貸借対照表上は減損処理されるが、注記事項において公正価値は減損（前）後簿価を上回る価値があるといった開示が行われることが想定される。
---------------	---

1. 検討のポイント

1) 減損と公正価値測定は同じものか？

減損処理は回復可能額まで簿価を切り下げる処理。一方、公正価値測定は、市場参加者の観点からみた出口価格を測定するもの。両者は異なる概念にもとづいて測定されるので、結果が異なることは十分あり得る。

2) 実質価額の考え方は回復可能額として適切か？

市場価格のない株式への投資を考えた場合、回復可能額として実質価額を使用することが適切かどうかは議論のあるところである。本件は、金融商品会計基準の見直しに関する検討状況の整理において再検討が予定されている。

➤ 金融商品会計に関する実務指針

✓ 回復可能額 = 実質価額

➤ 公正価値

✓ 測定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われた場合に、資産の売却によって受け取るであろう価格又は負債の移転のために支払うであろう価格（出口価格）

2. 結論

本件、以下の通り整理することでどうか？

1) 減損と公正価値測定は異なるものである。注記事項において、実質価額に基づく減損後帳簿価額を上回る公正価値が開示されることが想定されても問題ない。

2) 市場価格のない株式への投資を考えた場合、回復可能額として実質価額を使用することが適切かどうかは議論のあるところである。本件は、金融商品会計基準の見直しに関する検討状況の整理において再検討が予定されている。

（４）賃貸不動産の減損見積り

<p>コメント # 9 7</p>	<p>賃貸等不動産については固定資産減損会計の適用対象となるが、賃貸等不動産のうち、例えば土地については将来 CF の見積り期間については最長 20 年とされ、また、修繕維持のための CF 以外は想定しないとされているが、公正価値の見積りにおいてはこのような見積り最長期間の制約等は示されていない。そのため、固定資産の減損会計に基づき回復可能額（最長 20 年の見積り期間の制約のある将来 CF 価値）を算定しても、注記事項において公正価値は減損前簿価を上回る価値があると言った開示が行われる可能性がある。かかる事態を防止するために、公正価値測定にあたっては、減損処理の CF 見積りと同様に、現存設備の使用見込期間を上限とするような見積り最長期間の制約をおくべきではないか？</p>
-----------------------	--

減損処理と公正価値測定の関係という意味では、本件はコメント # 9 5 と同じ

1. 検討のポイント

- 1) 減損処理と公正価値測定の関係という意味では、本件はコメント # 9 5 と同じである。
- 2) 公正価値の見積りに最長期間等の制約をおくべきか？
公正価値測定にあたっては、市場参加者が想定する仮定を置くがポイントである。

（参考）

固定資産の減損処理において最長見積り期間の制限があることによって、「減損はするが、減損前（後）簿価 < 公正価値」という懸念されている事態は、以下の二点から発生しないと考えられる。

- 最長見積り期間を設けても、それを超える部分は処分価額としてカウントできるので、期間制限を設けたかといって、見積り CF が格段に減少するとは限らない。
- 減損後価額は、使用価値と正味売却価額（＝公正価値－処分費用見積額）の大きい方である。処分費用見込額をゼロと仮定すると、公正価値の方が大きい場合は、減損後価額＝公正価値となる。減損後価額 < 公正価値とはならない。

2. 結論

- 1) 減損と公正価値測定は異なるものである。
- 2) 土地等の公正価値測定にあたり最長期間等の制約をおくべきかについては、市場参加者がかかる仮定を置くかどうかのポイントである。